

「保育所保育指針」改定に関する検討会ワーキンググループについて

◎ 趣旨

「保育所保育指針」改定に関する検討会（以下「検討会」）中間報告を受け、最終報告の作成に向けて更に検討すべき事項について専門的に調査審議するために、検討会にワーキンググループを設置する。

◎ 調査審議事項

- (1) 保育所保育指針の解説に盛り込むべき事項
- (2) 保育所保育指針素案の内容に関する事項
- (3) 中間報告で指摘された今後の検討課題に関する事項
- (4) その他、調査審議することが適当と主査が認めた事項

◎ 組織体制等

- (1) 保育所保育指針の内容に即し、次の 5 つのワーキンググループを置く。
 - ①総則ワーキンググループ（主査：大場幸夫座長）
 - ②発達・保育内容ワーキンググループ（主査：民秋言委員）
 - ③計画・評価、資質向上ワーキンググループ（主査：増田まゆみ委員）
 - ④健康・安全ワーキンググループ（主査：高野陽委員）
 - ⑤保護者支援ワーキンググループ（主査：網野武博委員）
- (2) 各ワーキンググループには、検討会委員のほか、各分野に関する有識者を協力者として加えることができるものとする。

◎ 日程

- (1) 最終報告を年内（12月中）を目途に取りまとめることを目指し、各ワーキンググループにおいて審議を進める。
- (2) ワーキンググループ全体会合を2回程度（8月、11月）開催するほか、適宜、各ワーキンググループ主査による連絡調整会合を開催するものとする。